

はまなか



今月の主な話題

- ▶年頭にあたって…………… 2 P
- ▶利用しやすく、親しみやすい 浜中町役場新庁舎が完成…………… 4 P
- ▶町税を滞納すると滞納処分となります…………… 14 P
- ▶悪質な不法投棄事案が発生しました！…………… 19 P
- ▶からだに必要な栄養を手ではかってみませんか？…………… 21 P
- ▶健康サポート 冬季は高齢者の入浴事故に注意！…………… 32 P

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆さまとともに、2021年の門出を迎えることができましたことに心よりお慶び申し上げます。



年頭に
あたって

浜中町長
松本 博

昨年を振り返りますと、全世界で猛威を振るっており、新型コロナウイルス感染症において、わが国では、1月16日に国内で初めての感染者が確認されて以降、未だに終息の気配が見えない中、浜中町においてはまだ感染者は出ていない状況ではありますが、今後も感染予防に重点を置きながら、感染防止対策をしっかりと行っていきたいと考えております。

また、異常気象や自然災害が絶えることなく発生し、7月の九州地方の豪雨、9月、10月の台風被害など各地で度重なる被害が発生しています。本町におきましては、日々あらゆる情報収集を行い対策に努めているところではございますが、幸いにして、大きな災害が発生しなかったことに安堵しているところであります。

今年一年、農業・漁業とも天候に恵まれ安定した順調な生産を願うところであります。

防災機能を備えた役場新庁舎建設については、昨年、11月25日に庁舎の本体工事が完成し、本年、1月6日の開庁に向け、準備等業務を行っているところであります。今後は旧庁舎の解体、避難道路の工事を進め、10月には全体の工事が完了となる見込みであり、町民の皆さまの「生命と財産」を守る、災害に強いまちづくりを目指し、新庁舎が「安心・安全」のシンボルとなるよう努めて参ります。

私は、まちづくりを進めるにあたり、これまで推進してきたまちづくりの成果と反省を踏まえ、令和2年度より新たな町の将来を描く「第6期浜中町総合計画」を策定いたしました。本計画は、目指すまちの将来像を「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」と掲げ、地域と行政が一体となり、かけがえのない自然環境を大切に、地域特性を活かした産業振興を図りながら、郷土に対する愛着と誇りを醸成し、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指すもので、職員とともに一丸となって取り組むことはもとより、町民の皆さまとともにこの将来像の実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、今後一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、新年が町民の皆さまにとって、光り輝く飛躍の一年となりますよう心からご祈念申し上げ、謹んで年頭のごあいさつといたします。本年もどうぞよろしくお願いたします。

あけましておめでとうございます。

町長	松本 博	教育委員会 委員長	栗田 英彌	選挙管理委員会 委員長	田熊 秀子
副町長	齊藤 清健	教育長職務代理者	間水 孝	委員	畑谷 政明
町議会 議長	波中 玄	農業委員会 委員長	掛野 孝	職務代理者	熊谷 昌了
副議長	中川 眞一	農業長職務代理者	野村 孝	委員	田村 美恵
〃	田村 義哲	〃	白川 英之	補充員	梅村 二宏
〃	秋田 新克	〃	嵯峨 弘志	〃	澤山 広寿
〃	小加 弘光	〃	押切 秀幸	〃	山口 昭
〃	前成 良	〃	橋場 和	〃	小松 俊
〃	三上 俊貴	〃	篠原 栄二	〃	村松 美幸
〃	落合 貴	〃	山谷 康正	〃	加藤 敏
〃	渡部 貴	〃	宮崎 義幸	〃	福田 幸
監査委員 代表委員	串田 明	〃	新井 功仁	固定資産評価審査委員会 委員長	〃
委員	成田 良	〃	妹尾 伸栄	〃	〃
〃	〃	〃	阿部 栄	〃	〃

ほか職員一同

国民健康保険 医療費通知について

医療費通知は、医療費負担の仕組みや健康に関する認識を深めていただくため、対象期間に医療機関等を受診した国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主に送付しています。

時 通知時期について

診療年月	発送予定年月
令和2年1月～令和2年11月	令和3年2月上旬
令和2年12月	令和3年3月上旬

税 確定申告での利用について

医療費控除の添付書類として医療費通知の利用が可能となっておりますが、以下の場合においては医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を申告書に添付するなどの対応が必要となります。

- ◆医療機関の請求の遅れや請求内容が審査中のものなど、一部受診記録が記載されない場合は、医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付し申告する必要があります。
- ◆12月診療分は翌年3月に発送するため、申告に間に合わない可能性があります。その場合は、医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付し申告する必要があります。
- ◆高額療養費等の給付を受け、実際に支払った金額と医療費通知の額が異なる場合は、金額を訂正するなどの必要があります。

インターネットで申告! エルタックスのご利用を

エルタックス（eLTAX）は、北海道の「法人道民税・法人事業税・地方法人特別税」、市町村の「法人市町村民税、個人住民税（給与支払報告書）や固定資産税（償却資産）」の申告や申請・届出に利用できます。

窓口に出かけずに、自宅やオフィス等のパソコンから簡単に行うことができますので、ぜひ「エルタックス」による電子申告をご利用ください。

エルタックスの詳しい内容は、ホームページでご覧いただけますので、ご確認ください。

■エルタックスホームページ <http://www.eltax.jp/>

●問い合わせ・予約先

札幌道税事務所税務管理部

☎ 011-204-5083

釧路総合振興局課税課事業税間税係

☎ 0154-43-9161

利用しやすく、親しみやすい

浜中町役場新庁舎が完成



高台移転した浜中町役場庁舎（令和2年12月上旬撮影）

新庁舎の建物概要

所在地	浜中町湯沸445番地
階数	地上3階建て
構造	鉄筋コンクリート造 基礎免震構造
地盤高さ	42.0m
総床面積	4,205.61㎡
敷地面積	18,466㎡

新庁舎開庁までの経過

平成29年4月	新庁舎建設基本構想策定
平成29年8月	新庁舎建設基本計画策定
平成29年10月	新庁舎建設基本設計策定
平成30年9月	新庁舎建設実施設計策定
平成30年11月	新庁舎関連土木工事着工
令和元年5月	新庁舎建設工事着工
令和2年11月	新庁舎建設工事竣工
令和3年1月	新庁舎開庁

防災拠点としての機能が充実した災害に強い庁舎に変わります！

高台移転による安全性の確保

これまで津波浸水への懸念があった旧庁舎(標高3.2m)を、浸水被害を受けない高台(標高42.0m)へ移転させたことにより、防災拠点となる安全で安心な庁舎となります。

建物と人命を地震から守る『免震構造』を採用

免震構造は、大地震が起きた場合でも建物への損傷が生じにくく、安全性が確保されるほか、地震の揺れから来庁者や職員の命を守り、防災拠点としての機能を果たすことができます。

避難所機能と庁舎機能を兼ね備えた庁舎

災害時には、庁舎1階の一部と3階のフロア全体が避難エリアとして機能し、避難された方々の生活を支えます。庁舎2階には、防災関連の機器を集約した防災管理室を設置し、災害対応の拠点として活用されることとなります。

多くの車両が避難することができる

新庁舎敷地（拠点避難地）

災害時には、周辺地区住民の多くが自家用車で高台へ避難する想定から、敷地内に最大限駐車スペースを確保しました。

駐車台数 第一駐車場67台（来庁者用）、第二駐車場195台

また、新庁舎の東側に配置される防災発電棟には、非常用発電機が設置され、停電時には、以下の施設へ電力が供給されます。

防災発電棟内の非常用発電機

- 新庁舎 照明・コンセント・冷暖房
浄化槽・エレベーター
- 新庁舎敷地 避難車両駐車スペースの外灯



新庁舎の敷地全体が防災の拠点となります。



湯沸高台への速やかな避難を実現する

避難道路



霧多布市街地から湯沸高台へ繋がる避難道路の工事が旧庁舎解体後に再開し、本年秋頃に開通します。

避難道路には、片側に歩道が整備され、中間部の避難階段からは、新庁舎の出入口付近に抜けることができます。



ヘリポートや緊急援助隊の拠点となる

防災広場



防災広場内には、災害対応に必要な備品や資材などを収納する防災倉庫が配置されます。

災害時に避難所となる新庁舎やゆうゆへ供給する飲用水・生活用水を貯留する防災貯留槽も設置されます。



これまでより利用しやすくなった新庁舎へお越しく下さい!

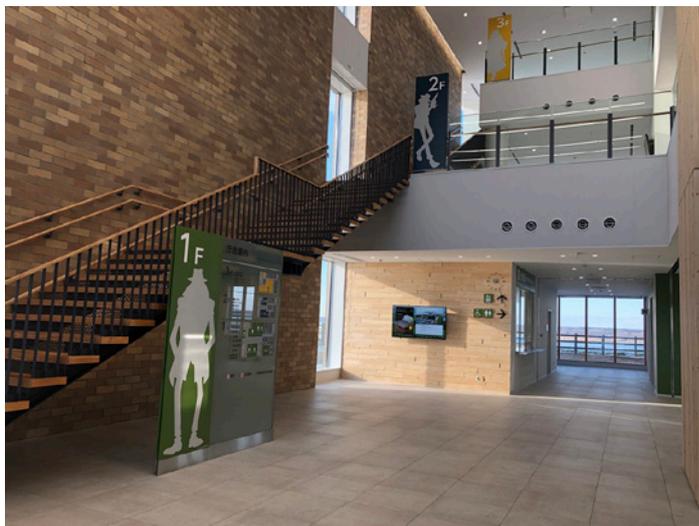
新庁舎の特徴

レンガと木の温かみを感じる

エントランスロビー

正面入口を進むとレンガ壁と町産木材の空間が広がり、来庁者を温かく迎え入れます。

エントランスロビーは、手続きの待ち時間などにゆっくりとくつろいでいただける空間となります。

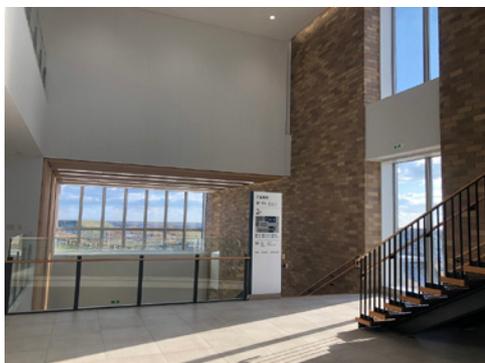


エントランスロビー

自然光を多く取り入れた

明るく開放的な空間

エントランスの吹き抜け部分には大きな窓を設置し、自然光を多く取り入れることで、明るく心地の良い開放的な空間となります。



2階階段踊場

見やすくわかりやすい

各フロア案内サイン

各階の案内サインで手続きが必要な部署を見つけることができます。また、総合案内では職員が直接対応し、スムーズに窓口を案内します。



1階フロア案内サイン

雨に濡れずに来庁できる

庁舎前の庇

庁舎前には、庇（ひさし）が整備されますので、雨天時でも庇に車を寄せることで雨に濡れずに庁舎内に移動できます。



庁舎前の庇（ひさし）

誰もが利用しやすい

ユニバーサルデザイン

各階に多機能トイレを設置するほか、安全な通路幅の確保、エレベーターやスロープなどを設置し、皆さんが利用しやすいよう整備しています。

3階傍聴室のスロープ

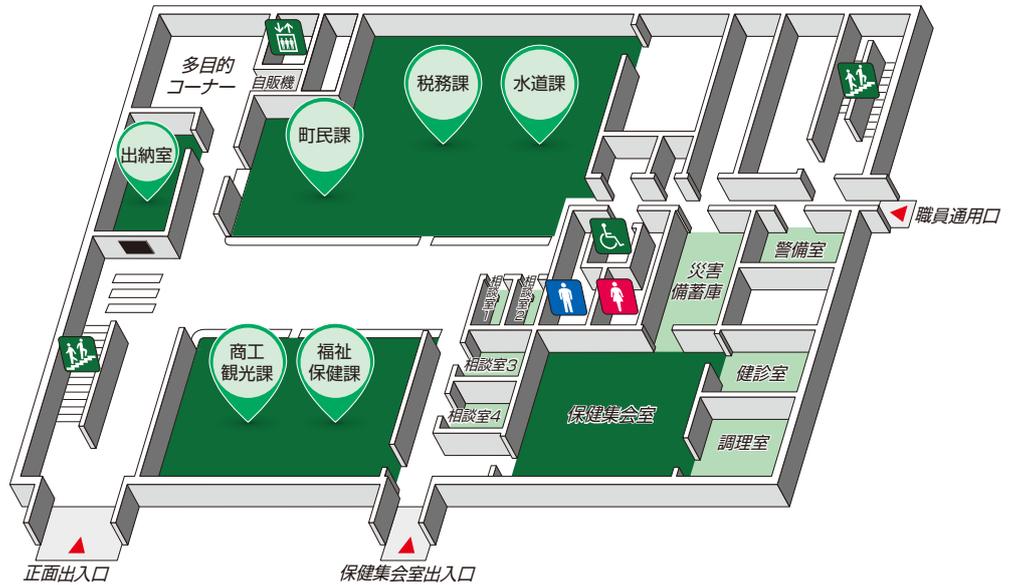


多機能トイレ

1F 窓口サービスと保健サービスをメインとしたフロア

【配置部署】

- 町民課
- 税務課
- 水道課
- 商工観光課
- 福祉保健課
- 出納室



町民の皆さんが多く利用する窓口部署を集約し、手続きが行いやすくなります。

- 各窓口カウンター間に仕切りを設けたことで、手続きする方のプライバシーを保護します。
- フロア中央に相談室が4室設置され、安心して個別相談が行えるようになります。
- 保健集会室が設置され、庁舎内で健康相談や子育て相談、各種健診が行えるようになります。



総合案内



相談室



保健集会室



新庁舎の電話番号①

新庁舎の代表電話は、これまでどおり《0153-62-2111》です。
各部署の直通電話番号についても変更はせず、現行のとおりとなります。

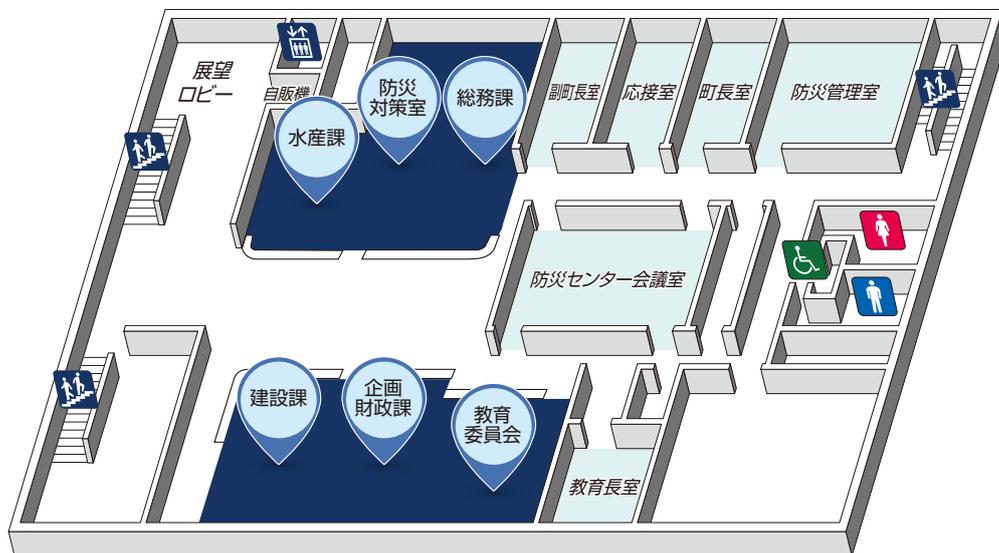
《1階部署 電話番号》

町民課長……62-2183	水道課長……62-2281	福祉保健課長……62-2291
町民係……62-2184	水道総務係……62-2284	福祉係……62-2305
保険年金係…62-2187	水道係……〃	地域包括支援係…62-2194
生活環境係…62-2192	水道施設係……62-2285	介護保険係……62-2319
税務課長……62-2142	商工観光課長…62-2168	健康推進係……62-2307
課税係……62-2173	観光係……62-2239	出納室長……62-2204
収納係……62-2174	商工労働係……62-2147	出納係……62-2207

2F 行政機能と防災対策機能をメインとしたフロア

【配置部署】

- 水産課
- 防災対策室
- 総務課
- 建設課
- 企画財政課
- 教育委員会



災害時に理事者および関連部署が連携し、速やかに災害対応できるフロア構成となります。

- 2階は、窓口業務以外の部署を配置し、1階同様にわかりやすいレイアウトとしました。
- 災害対策本部となる防災センター会議室をフロア中央に配置し、迅速な対応を図ります。
- 展望ロビーからは、琵琶瀬湾から浜中湾の景色を眺めながらくつろいでいただけます。



北側執務エリア



防災センター会議室



展望ロビー



新庁舎の電話番号②

代表電話 (0153-62-2111) は、総務課総務係へ繋がり係員が対応します。
問い合わせの部署が不明の場合は、代表電話へお掛けください。

《2階部署 電話番号》

水産課長……………62-2196	情報管理係……………62-2125	企画財政課長…62-2236
水産振興係……………62-2197	契約管財係……………62-2127	財政係……………62-2146
港湾係……………62-2198	職員係……………62-2129	広報係……………62-2148
漁政係……………62-2243	交通安全係……………62-2246	企画調整係……………62-2237
防災対策室長…62-2241	建設課長……………62-2341	教委管理課長…62-2366
防災係……………62-2138	土木係……………62-2342	教委総務係……………62-2371
総務課長……………62-2124	建築係……………62-2343	学校教育係……………62-2383
総務係……………62-2125	下水道係……………62-2344	指導室長……………62-2249

3F 議会関連諸室と会議機能をメインとしたフロア

【主な配置部署】

議会事務局

【主な部屋】

議場

傍聴室

会議室 3A

会議室 3B

会議室 3C



議会エリアを北側、会議エリアを南側に分け、会議室へアクセスしやすい配置となります。

- 南側の会議室は、可動間仕切りにより、利用人数に応じて部屋の大きさを変更できます。
- 災害時には、3階のフロア全体が避難所となり、多くの避難者を収容することができます。
- トイレは、利用しやすい配置とし、会議室前には広いスペースを確保しています。



南側の会議室



トイレ



会議室前のスペース



議会の傍聴について

議会の傍聴を希望される方は、議会事務局窓口にて手続きを行うことで傍聴ができます。



傍聴室から見た議場



新庁舎の電話番号③

3階は、議会事務局および監査事務局が職員の執務エリアとなります。

《3階部署 電話番号》

議会事務局

議会事務局長…62-2220

議事係……………62-2265

監査事務局

監査事務局長…62-2220

監査係……………62-2228

旧庁舎53年の歴史に幕。新庁舎へ役割を託す…



旧庁舎と新庁舎の貴重なツーショット（令和2年12月）

旧庁舎は、昭和42年7月に完成し、これまで町民の皆さんが利用する公共の場として役割を果たしてきましたが、庁舎の移転に伴い、53年間の役割を終え、新庁舎に未来のバトンを渡すこととなります。多くの町民と歩んだ53年を過去の広報写真を元に振り返ります。



広報写真で
歴史を振り返る

昭和41年 ▶▶▶

昭和41年9月

当時の旧庁舎イメージ写真

昭和41年12月

建設中の旧庁舎

昭和42年7月

旧庁舎が完成

昭和47年8月

役場前で職員と幼児が
一緒に朝のラジオ体操

昭和50年3月

3月定例会の様子

昭和53年10月

開基100年祝賀パレード

昭和53年10月

校内マラソン（霧小1年）

平成5年6月

役場裏での防災訓練

平成14年1月

町長室で総合学習（茶小6年）

平成25年12月

霧多布保育所
消防クラブ防火パレード

平成28年3月

沖縄与那原町の子どもたち

旧庁舎の解体工事が始まります。

新庁舎移転に伴い、旧庁舎の解体工事が始まります。速やかに避難道路を完成させるため、1月中旬より解体工事に着手し、4月末までに完了する予定です。

解体工事中、近隣住民の方にご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。



庁舎の移転に伴い、新庁舎にて再利用見込みのない旧庁舎備品等を町民の皆さんにお譲りする『旧庁舎備品無償譲渡会』を下記のとおり開催します。

当日は、備品等の搬出をご自身で行っていただくため、複数人でご来場ください。

開催日時 令和3年1月9日(土)、10日(日) 9時から15時まで
 ※上記の時間内に搬出いただくことが無償譲渡の条件となります。

開催場所 役場旧庁舎
 ◇受付場所 旧庁舎正面玄関
 ◇駐車場所 旧庁舎駐車場
 ※旧庁舎正面玄関周辺は、譲渡備品搬出経路となるため駐車禁止となります。

対象の方 浜中町民および町内の事業所
 ※建具など、工具を用いて取り外すものは、譲渡の対象外となります。

譲渡備品 事務机・事務椅子・収納キャビネット・その他の事務用品
 ※備品譲渡は、販売目的ではなく、ご自身で活用いただく方に限ります。

搬出方法

- ①旧庁舎玄関ロビーで受付します。
 ※無償譲渡会の名簿に住所および名前を記入いただきます。
- ②譲渡希望ステッカーを受け取り、ステッカーに名前を記入します。
 ※ステッカーは、1人につき5枚お渡しします。
- ③旧庁舎内をご覧いただき、希望の備品等にステッカーを貼ります。
 ※ステッカーを貼り終わりましたら近くの職員に申し出てください。
- ④職員の確認が済みましたら備品等を搬出してください。
 ※開催時間内に搬出を完了してください。置き置きなどはできません。
- ⑤ご自宅または事業所へ運搬が済んだ後、再度譲渡会への参加が可能です。
 ※1日につき3回までとさせていただきます。

留意事項

- ◇町は、無償譲渡会での事故やトラブルには責任を負わないものとします。
- ◇事前の下見や予約、または譲渡後の返品などはできないものとします。
- ◇積雪や凍結に備え、滑りにくい靴や暖かい服装でお越しください。
- ◇新型コロナウイルス感染防止のため、必ずマスク着用でお越しください。

●問い合わせ先 役場総務課庁舎建設準備係 ☎62-2111 (代表)

「浜中町地域企業振興基本条例」が 令和3年4月1日から施行されます。

～地域でがんばる中小企業・小規模事業者・個人事業者等を応援する条例です～

◆「浜中町地域企業振興基本条例」とは？

町内に本店や主たる事務所をもつ中小企業、小規模事業者、個人事業者に加え、事業協同組合、企業組合など町の雇用や経済を支えてきた中小企業や事業者を構成員とする団体の振興に関して基本的な考え方などを定めた理念型の条例です。

◆どうして必要？

浜中町の中小企業者は、小売、飲食、建設、生活関連サービス業など地域コミュニティの場として住民生活に非常に密着しています。地域の経済や雇用を支える重要な役割を担ってきましたが、近年、都市部への購買力の流出や経営者の高齢化、後継者不足など事業継続が困難なケースが増加しつつあります。

これまで町は中小企業等の振興策を講じてきていたところですが、改めて中小企業等の振興策を町・中小企業者・町民が一丸となって推進することが求められているからです。



◆条例の特色は？

- ①中小企業だけでなく、本町商工業者の大半を占める小規模事業者や個人事業者を含めて「地域企業」と呼び、その地域企業を構成員とした団体（事業協同組合や企業組合など）を「地域企業者等」と呼ぶことで、企業の規模にかかわらず町は振興策を講じていくことになります。
- ②行政、地域企業者等、町民それぞれの役割などを明確化しました。

◆条例が制定されたらどうなるの？

- ①地域企業者等の振興の目的や基本方針、基本的施策が明確になることで、まちづくりの計画や施策等に反映し、地域企業者等に対してより効果的な支援が行えると考えます。
- ②町の役割や地域企業者等が努力することを明確にし、町民の理解と協力を求めることで、地域が一体となって浜中町の成長・発展に取り組むことが可能になります。
- ③町長の附属機関として浜中町地域企業振興審議会を設置し、地域企業者等や関係団体の意見や要望などを聴取する機会を設けることで効果的な施策への反映が期待できます。

条例本文などの詳細については、今後町のホームページでお知らせする予定です。

「浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」が 令和3年4月1日から施行されます。

◆「浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」とは？

本町における豊かな自然環境および安心安全な生活環境は、先人から引き継がれたかけがえのない町民共通の財産として、現在および将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、その保全および活用が図られなければなりません。そのため、豊かな自然環境および安心安全な生活環境の保全および形成と再生可能エネルギー発電施設との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする条例です。

◆対象となる再生可能エネルギー発電施設は？

- ①発電出力が10kW以上の太陽光発電施設
(建築物の屋根または上に設置するものおよび発電する電力の全部または一部を自家消費するものを除く)
- ②高さ15m以上の風力発電施設



◆条例が施行されたらどうなるの？

対象となる再生可能エネルギー発電施設設置事業者に対し、禁止区域以外の町内全域において、施設の設置について60日前までに町へ届出を行うことを義務付けます。また、施設の設置前に周辺関係者への説明等を義務付けるとともに、設置について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければなりません。

◆再生可能エネルギー発電事業を禁止する区域は？

次の区域に該当すると認められるときは、本町の美しい自然環境および安心安全な生活環境の保全のために、再生可能エネルギー発電施設の設置を禁止すべき区域を指定することができます。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (3) その他再生可能エネルギー発電施設設置事業により、事業区域の周辺地域に著しい影響をおよぼすおそれがある区域として町長が認める区域

事業者は、指定された区域を事業区域に含めることはできません。

災害の防止および良好な自然環境、住環境等の保全のため、再生可能エネルギー発電事業を行うことを禁止する区域は、次のとおりです。

- ①地すべり防止区域
- ②急傾斜地崩壊危険区域
- ③土砂災害特別警戒区域
- ④保安林の区域
- ⑤国指定史跡名勝天然記念物所在地

この条例の施行により、再生可能エネルギー発電施設の適正な設置への誘導を図ります。

条例等の詳細については、町ホームページをご覧ください。

忘れていませんか？
税の納付

町税を滞納すると滞納処分となります

● 自立した町づくりのために

町税は、町民の皆さまが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保健といった社会保障、教育、道路整備など、さまざまな事業を進める上で欠かすことのできない非常に大切な財源です。

町税の滞納は、納期限内に納税されている大多数の方との公平性を欠き、町財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。納税相談もなく納付される意志が見られない悪質な場合には、財産差し押さえによる滞納処分で強制的に税を徴収することもあります。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

● 滞納を放置していると…

■ 滞納処分までの流れ

滞納（納期限までに納付がない）

↓ 納期限から20日以内

督促状発送 地方税法第329条、第371条、第457条 他

納期限までに町税などが未納の場合は、督促状を発しなければなりません。

それでも納付されない場合は文書などで納税の催告を行います。

財産調査 地方税法第298条、国税徴収法第142条 他

滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問および検査、捜索をすることができます。本人の承諾は必要ありません。

滞納処分 地方税法第331条、第373条、第459条 他

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合には、財産の滞納処分（財産差押）を執行します。

換価処分 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

預貯金等の債権については原則即時で取引し、不動産については公売（売却）により換価し、税に充当します。

■ 滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえることです。税を滞納している場合、町は裁判所に訴えることなく、自ら強制的に徴収することができる自力執行権が法で認められています。

■ 滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- 債権－預貯金、給与、年金、生命保険、売掛金、所得税還付金など
- 不動産
- 無体財産権－出資金（信用組合、農業協同組合など）
- 動産－絵画、自動車など

■ 納税は国民の義務です

支払い能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税だけできない人などが滞納処分の対象となります。

● 釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎ

釧路・根室管内の町村から引き継がれた事案について、広範囲な調査を行い、預金や給与、土地・建物などの財産を差し押さえて、公売などの処分を専門に行っている組織です。

本町でも、支払い能力があるにも関わらず再三の催告に応じない場合や、高額な滞納があるなどの一部の滞納者については、同機構への引き継ぎを行っています。

引き継がれた滞納者については、同機構により徹底した財産調査などを行い、計画的な納付がなければ肅々と滞納処分が進められていきます。この間、浜中町役場税務課での納税相談などはできなくなりますので、同機構への引き継ぎの対象とならないよう、税の納期限内納付や早めの納税相談をお願いします。

令和2年度 釧路・根室管内
滞納処分（財産差押）件数と金額

区分	差押件数	差押金額
預貯金	55件	1,824千円
給与	11件	4,066千円
生命保険	7件	410千円
その他	17件	821千円

（令和2年11月末実績）

● 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めの相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、失業などの事情や、多重債務などにより納期ごとの納付が困難な場合には、一人で悩まず、放置せずに、まずは役場税務課へご相談ください。

◆問い合わせ先 役場税務課収納係 ☎62-2174（直通）

所得確定申告の相談日をお知らせします

令和2年分の「所得税および復興特別所得税」、「住民税」の申告相談を下記のとおり行います。申告は、税金を算出する上で大切な資料となります。忘れずに申告しましょう。

所得確定申告相談日程表

月 日	曜	受付時間	地 区 名	会 場		
2.16	火	9:00～12:00	散布全域	役場本庁舎		
17	水	9:00～15:00	奔幌戸・貰人・恵茶人			
18	木		榊町			
19	金		暮帰別			
22	月		霧多布西			
24	水		霧多布東			
25	木		湯沸			
26	金		新川			
3. 1	月		仲の浜			
2	火		琵琶瀬			
3	水		町内全域			
4	木		9:30～15:00		茶内市街全域	役場茶内支所
5	金				茶内農連・第一・第三・東円・西円	役場浜中支所
8	月			浜中市街全域・熊牛原野		
9	火	姉別全域・厚陽				
10	水	9:00～15:00	町内全域	役場本庁舎		
11	木					
12	金					



※相談月日・地区名・会場を確認の上、お間違えのないようお願いいたします。

固定資産税・償却資産の申告について

令和3年1月1日現在、町内で事業を営む法人・個人の方は、地方税法第383条の規定により、償却資産申告書の提出が必要になります。

提出期日は…

令和3年2月1日までとなっています。

償却資産の対象となるのは、家屋に認定されない構築物・漁業機器や農業用設備等の機械や生産設備・船舶・大型特殊自動車等の車両・器具備品類等になっています。

申告書については、令和2年度の償却資産申告をしている方につきましては、町より郵送していますが、新規に事業者になられた個人や町内に事業所を開設された法人につきましてはお問い合わせください。

問い合わせ先

役場税務課課税係 ☎62-2173

法定調書の提出を忘れないで

令和2年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出は

➡ **直接 釧路税務署へ**

「給与支払報告書（総括表・個人別明細書）」および「退職所得の特別徴収票」などの提出は

➡ **直接 浜中町へ**

（浜中町に令和3年1月1日現在、住民登録がある方）

※それ以外の方は、直接受給者の所在市町村へ送付してください。

令和3年2月1日(月)までに各提出先に提出してください（必着）。

注意

白色の事業者（漁業【昆布作業員賃金など】、農業）も確定申告前に法定調書の提出が必要になります。

未提出の場合は事業経費として計上できない場合もあります。

給与者の確定申告について－税務署からのお知らせ－

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税および復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

釧路税務署での令和2年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、**令和3年2月16日(火)から同年3月15日(月)まで**です。還付申告については、令和3年2月15日(月)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)を除く。)

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

計算式

各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。

「課税される所得金額」に所得税の税率を乗じて、「所得税額」を求めます。

「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える。
- ②給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える。
- ③給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える。
※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。
- ⑤給与について、災害減免法により所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた。
- ⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている。

確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は令和3年3月15日(月)です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）または釧路税務署の納税窓口で納付してください。納付書は釧路税務署または釧路税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、釧路税務署（☎0154-31-5100）にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税および復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利ですので、ぜひご利用ください。

(注)1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納付が法定納期限（令和3年3月15日(月)）に遅れた場合または残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

3 平成30年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなりました。

確定申告をすれば税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など

※給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

※それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※国税還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

所得税および復興特別所得税の確定申告とは

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

※日本国内に住所がある、または現在まで引き続いて1年以上居所を有している方（居住者）のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税および復興特別所得税を納める義務があります。

※平成25年分から令和19年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。

国税庁ホームページから確定申告ができます（e-Tax）

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページから作成できますので、ぜひご利用ください。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Tax送信（平成31年1月から従来の方式に加え、「マイナンバーカード方式」および「ID・パスワード方式」が利用可能です。）することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化されたデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

ぜひ、スマートフォンでe-Taxをご利用ください。

～税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp> ～





ごみ博士からのお知らせ！



●今回のテーマは「ごみの整理」についてじゃ！

年末年始は、大掃除等の機会に伴いごみが多く出るじゃろう。

だが、収集や最終処分場が休みでごみ出しができない期間があるのじゃ！

その間、ぜひとも今一度分別を意識しながら、自宅にあるごみを整理してみしてほしいのじゃ！
一般の家庭ごみは、収集日を上手く活用しながら整理することができるが、粗大ごみ等のように収集日が月に一度しかないものは、最終処分場へ直接持ち込むなど、計画的に大掃除を進めることもひとつの方法じゃ！

日頃からごみを少なくするよう心掛ければ、収集に出すためのごみ袋代、最終処分場への持ち込み手数料などの経費がおさえられるのじゃ。

ごみの量が減れば、処理を行った際に出るCO₂（二酸化炭素）が削減されるし、いいことがたくさんあるのお～！



年末年始の 休業のお知らせ

※ごみ収集

休業期間：12月31日(木)～1月3日(日)

※浜中町廃棄物最終処分場・リサイクルセンター

休業期間：12月31日(木)～1月5日(火)

**面倒なことでも、小さなことからコツコツと！
それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！**

新型コロナウイルス感染症に係る家庭用ごみ袋支援事業の実施について

町では、新型コロナウイルス感染症に係る支援事業として、町内の各世帯に対し、燃えるごみ40ℓの袋を10枚、資源物用の透明なごみ袋20枚を配布します。

配布方法については、各世帯に引換券を郵送しますので、下記の期間に役場本庁、茶内支所、浜中支所でごみ袋と引き換えください。

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

●問い合わせ先 役場町民課生活環境係 ☎62-2192

ごみ袋の引換期間

令和3年1月12日(火)～令和3年3月31日(水)

悪質な不法投棄事案が発生しました！

12月2日、浜中町貫人地区の山林に、タイヤ、冷蔵庫、洗濯機その他多数のごみが不法投棄されていると町へ通報があり、厚岸警察署（霧多布駐在・浜中駐在）の方と現場を確認しました。

現場の状況から、長年にわたってごみが捨てられていることが確認でき、現在もごみを捨てている形跡があることから、町としては定期的に現場確認を行うとともに、厚岸警察署の方にパトロールの強化をお願いしています。

不法投棄を行った者は、廃棄物の処理および清掃に関する法律第25条により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。不法投棄は、犯罪です！！絶対にやめましょう！

不法投棄現場写真・地図



町内で、不法投棄を発見または目撃した際は、
役場町民課生活環境係（☎62-2192）までご連絡をお願いします。

浜中町地域おこし協力隊 YU★たろうの活動日誌



第19回 本音トークでパワーをもらいました。

地域おこし協力隊の小山勇太郎です。

11月に完成した移住者向けパンフレットの取材協力してもらった方々に、できあがったパンフレットを渡しながら、意見や感想、そのほかたくさんのお話を聞かせていただきました。

パンフレットを見てもらうと、町の概要や移住までのステップ、移住者へのインタビューなどがわかりやすくまとめられていてとてもいいものができたといってもらえました。

このパンフレットはどのような風に使っていくのかということも聞かれ「今後は移住イベントでの配布や移住関係の事業所などに置いてもらう」ということを伝えると「なるべく多くの人に見てもらえるようにするといいね」とアドバイスをもらいました。

特に取材を受けていただいた松岡さんのお宅では、今後やってみたい事業の話やこれからの生き様の話など、本音トークで多くの話を聞かせていただきました。松岡さんは、人脈、アイデア、発想力がとても豊かな方で、芯をしっかりと持っており、すごいバイタリティーの持ち主で、話の引き出しが多く、面白くて楽しくて時間が過ぎるのを忘れてお話に聞き入ってしまいました。今後の移住定住の推進にも役立ちそうなアイデアをいっぱいもらったので、参考にしながらがんばりたいと思います。

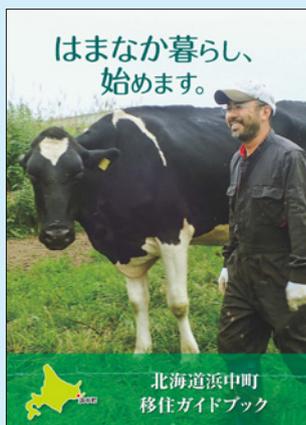


今回パンフレットづくりにご協力いただいた方々、ありがとうございます。皆さまからいただいたアドバイスは、次回のパンフレットづくりにも参考にさせていただきます。

出来上がったパンフレットは浜中町ホームページに掲載していますので、ぜひご一読ください。感想やご意見などもいただけるとうれしいです。

地域おこし協力隊 小山勇太郎

移住ガイドブックが完成しました



町では、移住を考えている方向けの「移住ガイドブック」を作成しました。

今後は、移住・定住イベントで配布したり、東京や大阪などの移住情報センターに置いてもらう予定です。

町の情報や、移住された新規就農者のインタビュー、子育てママの座談会などを掲載しています。町ホームページにも掲載していますのでぜひご覧ください。



●お問い合わせ先 浜中町地域おこし協力隊 ☎62-2237

地場 産品クッキング

今月の食材は「ヨーグルト」です。

ヨーグルトには、カルシウムが豊富に含まれています。そのため、骨疾患のほかに、血圧上昇の抑制や動脈硬化予防の効果が期待できる食品です。

「いちごヨーグルトムース」

【材料：1人分】

- ★マシュマロ(5等分にする) 50g
- ★プレーンヨーグルト 50g
- ★牛乳A 25ml
- ★牛乳B 25ml
- いちご(洗ってヘタを取る) 3個
- いちごジャム 大さじ1.5杯

【1人分の栄養素】

エネルギー	316kcal
カルシウム	124mg
食塩相当量	0.1g

健康のために
1日1杯の牛乳を
飲みましょう

【作り方】

- ①マシュマロと牛乳Aを耐熱皿に入れてラップをし、電子レンジで2分加熱する。
- ②その間にヨーグルトと牛乳Bをよく混ぜ合わせる。
- ③①を取り出し、熱いうちにマシュマロの粒がなくなるように混ぜる。
- ④③に②を加え、混ぜる。粗熱が取れたら冷蔵庫で1時間半冷やす。
- ⑤固まったら、お好みでCを飾り付けて完成。



We have
a Dream!

霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告

きりたっぶ子ども自然クラブ「浜辺で乗馬体験！」

11月の子どもクラブは、北太平洋シーサイドライン乗馬クラブさんご協力のもと、乗馬に挑戦しました！馬場の中で練習をした後、馬に乗って浜辺を散策しました。馬に乗せてもらったお礼に、馬場掃除や馬具洗浄などの馬のお世話をさせてもらいました。参加した子どもたちからは「馬に乗るのが楽しかった」「浜辺での乗馬はとても気持ちよかった」などの感想が聞かれました。



お知らせ

きりたっぶ子ども自然クラブ「MY釣り竿でチカ釣り体験！」

1月の子どもクラブは、自然の素材を使った釣り竿を作って、凍った琵琶瀬川の上でチカ釣りに挑戦します。釣れた魚は持ち帰ることができます。

日時：1月24日(日) 9時～13時

※荒天の場合は、1月31日(日)に延期します。

対象：小学校1年生～6年生

※中学生以上もボランティアで参加可能。

料金：1人500円(ボランティアは無料)

定員：20人(小学生、ボランティア含む)

申込開始日：1月7日(木) 9時～

冬期休館のお知らせ

霧多布湿原センターは、1月31日(日)まで冬期休館します。

●予約・問い合わせ先 霧多布湿原センター ☎65-2779 <http://www.kiritappu.or.jp/center/>

しょっかい 食改の✂だいどころ

11月26日、浜中農村環境改善センターで、食文化の交流を目的に研修会を行いました。参加者は推進員と町内にいらっしゃるフィリピンの方などです。フィリピン料理はGratefulFarm（松岡牧場）に実習で来ている愛称キムさん（写真：右）に教えていただき、家庭料理のSinigang（シニガン）とお祝いの席で食べるPansit（パンセッシュ）」に挑戦しました。どちらも野菜が豊富で、日本人にも馴染みやすい料理でした。また、日本料理の中からは茶碗蒸しを作り、フィリピンの方にも調理していただきました。同じアジアの国ですが、食文化の違いを理解する機会となりました。



浜中町食生活改善協議会のおすすめレシピ紹介！

「Pansit : パンセッシュ」

当日作った料理の1品を紹介！

【材料：4人分】

☆ニンニク（みじん切り）	1かけ
☆油	大さじ1杯
☆玉ねぎ（3cm長の細切り）	1個
☆鶏むね肉（湯がいてさく）	150g
☆チキンコンソメ	1個
☆水	野菜が隠れるくらい
A 人参（3cm長の細切り）	1本
A キャベツ（ざく切り）	1/2玉
F セロリ（斜め切り）	2本
B 醤油	適量
L オイスターソース	適量
☆ビーフンまたは春雨（水で戻す）	500g
☆レモン（お好みで）	少量

【作り方】

- ①鍋にニンニクと油を加え、加熱する。ニンニクの香りがしてきたら玉ねぎを加えて炒める。
- ②玉ねぎが透明になったら鶏肉とチキンコンソメを加える。
- ③なじんだら水を加え、15～20分煮る。その後、**A**を加えて10分煮る。
- ④一度具だけを取り出す（液は残す）。
- ⑤④の液体に**B**を加えて、水で戻したビーフンまたは春雨を入れて加熱する。水気がなくなったら具を戻し、なじませて完成。



浜中町食生活改善協議会とは…

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、町民の皆さまの健康維持・増進につながるよう活動をしています。



浜中診療所からのお知らせ

問い合わせ先
町立浜中診療所
☎62-2233

【内科医師派遣診療のお知らせ】

北大第二内科医師による診療を行います。この期間中は、症状に応じて対応しますので、来院される前に必ず電話連絡をお願いします。

○診療予定日 1月15日(金)～17日(日)・2月12日(金)～14日(日)・26日(金)～28日(日)

【整形外科診療のお知らせ】

医療法人東北海道病院の医師による整形外科診療を行います。腰痛、肩痛、股関節痛などにより受診を希望される方は、予約が必要となりますので上記までお申し込みください。

○診療予定日 1月14日(木)・28日(木)・2月25日(木)

○診療時間 14時30分～

※上記の各診療日の翌日から、次の診療日の予約を受け付けます。

※医師の都合により、診療日が変更になる場合があります。



霧多布小学校暖房設備を改修しました

～防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金事業～

このたび、「防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」を活用して暖房設備を改修しました。

これまでの暖房設備は学校建設時に設置されたもので

38年が経過し、老朽化により運転に支障をきたしていました。

暖房設備が改修されたことで安心して学習に専念できる教育環境の向上に大きく貢献してくれるものと期待しています。



みるこんからのお知らせ

新1年生になる準備 麻しん・風しん予防接種を受けましょう

麻しん・風しん予防接種の第2期は、小学校入学前の1年間に1回接種を行います。

万一、この期間（令和3年3月31日まで）に接種しなかった場合は定期接種の扱いとならず、接種費用も自己負担となりますので、できるだけ早く接種を受けましょう。

対象者 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれのお子さん

接種期限 令和3年3月31日(水)まで（土、日、祝祭日を除く）

持ちもの 予診票、母子健康手帳、健康保険証

※予診票を紛失された方は、下記までご連絡ください

●申し込み先 役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307

駐在所からのお知らせ 厚岸警察署 霧多布駐在所

冬道での交通安全防止

ストップ・ザ・交通事故

～めざせ 安全で安心な北海道～

- 余裕を持ち、スピードダウンで慎重に、急のつく運転操作はやめましょう。

1月10日は110番の日

～緊急通報は110番

相談電話は「#9110」に～

- 緊急性を要しない警察業務に関する意見・要望は#9110の警察相談専用電話をご利用ください。

災害救助訓練の実施（霧多布駐在所ブロック）

浜中車輛さまの協力を得て、廃車を利用し「車用緊急脱出ハンマーカッター」の効果について実証しました。

結果、フロントガラスは三層構造であるため、ここを破壊しての救助・脱出には相当な労力を要することがわかりました。リアガラスとドアガラスは、フロントよりも弱い衝撃で一瞬にして粉碎し、救助・脱出に適し、シートベルトの切断も容易であることが実証されました。このような工具を使用する状況がないことがなによりですが、万が一のために車両に積載しておけば安心な工具です。



霧多布駐在所日記（霧多布駐在所 高橋・青木 茶内駐在所 佐藤 浜中駐在所 吉見）

あけまして
おめでとう
ございます

本年も駐在所勤務員が一丸となり、皆さまのご理解とご協力を得ながら浜中町の安全と安心のために活動してまいりますので、よろしく願いいたします。



11/24 包括的連携に関する協定が締結されました

～ヤマト運輸㈱と、災害時の物資輸送や高齢者の見守り支援など～

11月24日に町とヤマト運輸株式会社道東主管支店との間で「浜中町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定」が締結されました。災害時の物資輸送、宅配時の高齢者・障がい者の見守り支援、町の地域活性化に関することなど、相互に連携を図ることで住民サービスの向上を目指します。

これにより、さらなる町民の安心・安全の確保が図られることとなりました。



12/8 地域に根差して70年。新庁舎に寄贈

～大地みらい信用金庫から新庁舎に屋外用太陽電池時計の寄贈～

12月8日、大地みらい信用金庫の遠藤修一理事長が役場を訪れ、役場新庁舎建設に伴う浜中町への寄贈品として屋外用太陽電池時計の目録を松本町長に手渡されました。遠藤理事長は「大地みらい信用金庫浜中支店が地元の信用金庫としてお世話になり、来年で70年になります。今後も町民の皆さまのお役に立ちたい」と語られ、松本町長は「私ももお世話になって70年です。今後ご指導いただきながら末永くお付き合いさせていただきたいと思います」と感謝の言葉を述べました。

このたびの寄贈に対し、心より感謝申し上げます。



11/27 「助かってよかったよなあ～」

～消防協力者表彰・藻散布の漁師3人が水難事故から命を救う～

11月27日、浜中消防署で消防協力者表彰が行われ、藻散布の漁師永坂哲也さん、澤尾塊辞さん、村田準逸さんの3人に感謝状が贈られました。

これは9月に海中に転落した乗用車から現場に居合わせた3人が運転手の男性を救ったことを称え、贈られたものです。

当時、3人は乗用車が海中に転落した音を聞き、村田さんはすぐに消防に119番通報、永坂さんと澤尾さんは漁船で急いで向かい、沈みかけている車のリアガラスを船のアンカーで割って、車中から運転手を協力して救出したそうです。

救出者の永坂哲也さんは「当時は無意識だったけど、ひとりの命を救うことができて良かった」村田準逸さんは「漁業者として当然のことをしたとしか思っていない」澤尾塊辞さんは「当たり前のことをしただけだよ」と、3人とも「数十秒遅ければ間に合わなかった。助かってよかったよなあ～」と、照れくさそうに微笑まれました。

湊谷消防長は「この事案については1分1秒を争う事案ただだけに、消防が通報を受けて速やかに駆けつけたとしても、おそらく人命救助につながられたかどうか。このたび3人の方々が迅速に対応していただいたことで一人の命が救えました。本当に感謝しています」と話されていました。



ポリテクセンター釧路 4月 職業訓練受講生募集

ポリテクセンター釧路では、4月からの職業訓練受講生を募集しています。

対象 ハローワークに求職の登録をしている方

募集学科 建設荷役車両運転科 20人

ビジネスワーク科 15人

申込受付 1月25日(月)～2月26日(金)

見学会 2月12日(金)、2月19日(金)

選考日 3月4日(木)

訓練期間 4月2日(金)～9月29日(水)

費用 20,000円程度(テキスト代)

●申し込み先

ハローワーク釧路 ☎0154-41-1201

●問い合わせ先

ポリテクセンター釧路 ☎0154-57-5938

子宮頸がん・乳がん検診 無料クーポン券の使用期限が 迫っています！

町では、特定の年齢の方を対象に、子宮頸がん検診または乳がん検診が無料で受けられる「無料クーポン券」を送付しています。使用期限が迫っていますので、まだ受診されていない方はこの機会にぜひ受診してください。

検診対象者

検 診	対 象 者
子宮頸がん検診	平成11年4月2日～ 平成12年4月1日生まれ
乳がん検診	昭和54年4月2日～ 昭和55年4月1日生まれ

※対象となっている方で、「無料クーポン券」がお手元にない場合は、再発行しますのでお問い合わせください。

使用期限

令和3年1月31日(日)

●問い合わせ先

役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307

全国一斉生活保護110番

釧路青年司法書士協議会および全国青年司法書士協議会では、一人でも多くの生活困窮者を最後のセーフティネットである生活保護制度へとつなげることを目的として、**1月24日(日)10時から16時まで**、生活保護に関する全国一斉の**無料相談会**を開催します。

相談は無料、秘密は厳守しますので、下記まで電話にてご相談ください。

●司法書士による労働に関する電話相談会 「全国一斉生活保護110番」

(当日のみの専用番号) ☎0120-052-088

浜中町競争入札 参加資格審査申請の受付

令和3年度と令和4年度に、町が発注する工事または製造の請負、その他の契約に係る競争入札に参加を希望される方の資格審査の申請を受け付けます。

受付期間・時間

令和3年1月20日(水)～2月19日(金)

(土・日・祝祭日は除く)・9時～16時30分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送のみの受付とします。(2月19日消印有効)

※町内に事業所を有する方は持参も可

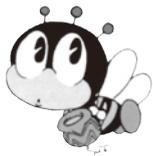
●申し込み・問い合わせ先

役場総務課契約管財係 ☎62-2127

手紙を守るためのルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として日本郵便株式会社および信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています。(宅配便やメール便では原則として信書の送付はできません。)詳細は、下記をご確認ください。

総務省情報流通行政局郵政行政部 https://www.soumu.go.jp/yusei/index/html
信書便制度周知リーフレット https://www.soumu.go.jp/main_content/000676405.pdf
総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 ☎03-5253-5975



学校発信情報

「まなぶん」

このコーナーは、町内の小・中学校における特色ある教育活動や取組を紹介するコーナーです。

また、愛称の「まなぶん」は、「学ぶ」と地図記号で学校を表す「文」を合わせたものです。町内小学校4校・中学校4校を連載でご紹介しています。

《散布小学校》 ～地域とともにある学校を目指して～

昨年度から3年間、本校では北海道教育委員会の「海洋教育パイオニアスクールプログラム」の推進校指定を受けて、これまで中学校で取り組んできた「あさり島活動」を軸とした海に関する学びに取り組んでいます。

その一環として、11月に津波防災教室を実施したので紹介します。

■「避難訓練C（津波災害）」

昨年度、主に海の恩恵やワイズユースについて研究を進めてきましたが、その一方で、津波など海の脅威についても伝えていかなければならないと強く感じていました。特に本町は、1952年十勝沖地震、1960年チリ地震と立て続けに津波被害に遭っており、現行の町防災マップでも本校地域への津波第1波到達は23分後、最大水位は27mに達すると予想されています。

このような折、防災教育に詳しい北海道教育大学釧路校の境智洋教授を講師に招き、11月7日に保護者を交えて津波防災教室を開催しました。第1部は、境教授らが開発した津波発生装置を用い、風で起こる波と津波の違いについて学び、第2部では津波から身を守る行動について小学1年生～4年生は寸劇を交えて、小学5年生～中学3年生は討議を通して確認しました。

このような実感を伴った学びが、将来、児童生徒や家族、地域の方々を救うものと信じています。

学校データ		
校長	中村	研自
教頭	清水	秀紀
教員数		5人
養護教諭		1人
事務職員		1人
事務生		1人
児童数		24人
学級数		4学級
(11月1日現在)		



私たちの町の高等学校

霧多布高校通信

11月10日～13日、本校2年生21人が見学旅行へ行きました。

例年は関東方面4泊5日で実施していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、宮城県・岩手県の東北方面3泊4日に変更しての実施となりました。

今回の見学旅行の目的の1つは「震災学習」でした。津波被害を受けた地区の1つ・石巻市周辺を、語り部の方と回りました。東日本大震災から間もなく10年が経とうとしていますが、語り部の方の話は昨日のここのように鮮明で、生徒も真剣に聞き入っていました。その後、復興シンボルとしても有名な石ノ森萬画館や仙台うみの杜水族館を見学し、生徒はとても楽しんでいました。一方で「被害を受けたようには見えない」「一生懸命復興に向けて頑張った姿が目浮かぶ」など、震災学習後ならではの感想も聞かれました。

新型コロナウイルス感染症の心配の中、生徒それぞれがしっかりと感染症対策を行い、体調不良者なく無事に終えることができました。それぞれが学んだことを、今後の学習に活かしてほしいと思います。

□見学旅行行程

- 1日目：松島・瑞巖寺、五大堂、遊覧船で島巡り
- 2日目：語り部と震災学習（石巻地区等）、石ノ森萬画館、岩手県平泉・中尊寺
- 3日目：自主研修 4日目：仙台うみの杜水族館



令和3年浜中町成人式記念式典のお知らせ

日 時 令和3年1月10日(日)
13時30分～(受付13時～)
会 場 総合文化センター
式典内容 町民憲章朗読、式辞、祝辞、
誓いのことば、交通安全宣言

●問い合わせ先

教育委員会生涯学習課社会教育係 ☎62-3131



幼児スケート教室

町スケート連盟の指導者が、スケート靴の履き方や立ち方などの初歩から教えてくれます。

詳しい内容については、保育所を通じてお知らせしますが、直接申し込みもできますので、参加希望の方は下記までご連絡願います。

日 時 1月23日(土) 13時～15時
会 場 総合体育館・町民スケートリンク
対 象 小学校就学前の幼児
参 加 料 参加料無料(定員30人)
申込期限 1月20日(水)まで



町民スケート大会

日 時 1月31日(日) 8時30分
会 場 町民スケートリンク
参 加 料 無 料
申込期限 1月21日(木)まで【厳守】
種 目 2種目まで可(リレーを除く)
幼 児：オープン100M(当日申込可)
小学1～3年：100M・300M・500M
小学4～6年：300M・500M・1,000M
中学生・一般：500M・1,000M
リレー競技：2,000MR
(600/400/400/600M)

◎詳しくは開催要項等でご確認ください。

スケート大会・教室の申し込みは…教育委員会生涯学習課スポーツ係(総合体育館内) ☎62-3144

※新型コロナウイルス感染症の状況により延期・中止等の場合があります。

★学校教育からの情報コーナー★

地域人材との連携による子ども読書活動推進事業

子どもの自主的な読書活動の充実に向けて

～茶内小学校公開研究会～

本年度、茶内小学校では、北海道教育委員会の読書活動推進事業の指定を受け、全ての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、その環境整備を図り、学校における読書活動の充実に取り組んできました。

11月19日には、この取組の成果を発表するために、茶内小学校を会場に公開研究会が開催されました。公開研究会では、本を使ったコミュニケーション活動であるビブリオバトルを言語活動とした特設授業、茶内小学校の読書推進活動の取組の説明、授業後の協議会が行われ、30人を超える参加者が読書活動の充実や学校図書館が果たす役割について熱心に学び合いました。



ビブリオバトルの授業
(茶内小学校)

楽しく充実した冬休みを！

～子どもたちを地域全体の目で見守っていただきますよう、お願いします～

☆冬季休業日《小・中・高等学校12月26日(土)から1月11日(月)》

★命を大切にす

- 歩行者は、交通のきまりを守り、正しく歩きましょう。
- 海・川などの凍っているところ、危険な場所には入らないようにしましょう。
- 新型コロナウイルス感染症についての差別・偏見をなくし、対策を継続しましょう。

★規則正しい生活をおくる

- 起床・就寝時刻など、生活リズムを整えましょう。
- 外出するときは、行き先、帰宅時刻、誰と行くのかを家の人に伝えましょう。

★非行をおこさない

- お酒、タバコ、薬物とは絶対に関わってはいけません。
- 携帯電話やインターネットのトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

詳細は、学校から配布された浜中町生徒指導連絡協議会「冬休みの心得」をご覧ください。



新着図書案内



児童書



『おうさまがかえってくる100びょうまえ!』 柏原 佳世子/作

王様の部屋はキレイで、広くて、面白そうなものがたくさんあります。
今日は王様が出かけているので、家来たちが王様の部屋で遊んでいました。王様が帰ってくるのはまだまだ先…と聞いていたのですが、予定より早く王様が帰って来てしまい…！王様が部屋に来るまであと100秒！それまでに部屋の中を片付けなくちゃ!! 家来たちは無事に片付けることが出来るのでしょうか。

『教養としての世界史 天才たちの人生図鑑』

山崎 圭一/著

孔子、コロンブス、アインシュタイン、ケネディ、ゲバラなど世界と変えた歴史上の天才たちから「教養として知っておくべき」かつ「生き様が面白い」100人の生い立ちや功績・名言をそれぞれ見開き1ページで紹介。

世界史が好きな方はもちろん、学生時代に授業で学んだけれど知識が曖昧になってしまっている方にもおすすめの1冊です。



一般書

児童書



『森のクリーニング店 シラギクさん』 高森 美由紀/作 jyaiya/絵

町はずれの森を進むと、ぽっかりと青空が広がります。そこにあるのは、シラギクばあさんのクリーニング店。シラギクばあさんは「汚れ」のプロで、思いが詰まった「汚れ」を読み解き、お客さんの悩みも解決してしまうほどでした。

ある日、引きこもりのフクロウ、家族とはぐれたサル、パンダになりたいクマがやって来て…。前向きに生きる力を与えてくれる、心温まる物語です。

『スター』

朝井 リョウ/著

「どっちが先に有名監督になるか、勝負だな」新人の登竜門と言われている映画祭で、グランプリを受賞した尚吾と紘。彼らは大学卒業後、一人は名監督への弟子入りをし、もう一人はYouTubeでの発信を始め、それぞれ真逆の道へと進んだ。

受賞歴、完成度、作品を見る人の反応…。作品の質や価値は何をもって判断されるのか。デビュー10周年の作者が描く、新世代の長編小説。



一般書

《その他のオススメ新着本》

◆◆◆ 児童書 ◆◆◆

『じゃない!』 ちょーヒカル/作

『ねこはるすばん』 町田 尚子/作

『しくじりから学ぶ 13歳からのスマホルール』 島袋 コウ/著

『がんばれ給食委員長』 中松 まるは/作 石山 さやか/絵

◆◆◆ 一般書 ◆◆◆

『#名画で学ぶ主婦業—主婦は再びつがやく—』 田中 久美子/監修

『つけたいところに最速で筋肉をつける技術』 岡田 隆/著

『夫婦という他人』 下重 暁子/著

『おばんでございます』 桜木 柴乃/著

今月のおはなし会

【今月のおはなし会】
は当面の間、開催を見合わせます。

冬季は、高齢者の入浴事故が起こりやすいことが知られています。今回はその原因や予防について、お伝えします。

冬季は高齢者の入浴事故に注意！

No.378 保健師・歯科衛生士・栄養士です

脱 衣所・浴室の温度が身体に与える影響

冬場、暖房を使用していない脱衣所や浴室では、室温がとても低くなりやすく、こうした中で衣服を脱ぐと体温が奪われます。体温が奪われると血管は収縮し、血圧が急激に上がります。そして暖かい湯船に入れば血管は拡張し、血圧が急激に下がります。このような血圧の急激な変化が、脳や心臓などに負担をかけ、めまいや失神、心筋梗塞、脳梗塞などが起こる原因となります。その結果、湯船で命を落としてしまうこともあります。

入 浴中の事故を防ぐために、工夫できることは？

●家庭内で「見守り体制」をつくる

高齢者や持病のある方は特に、入浴前に「今からお風呂に入るよ」などと、同居者に一声かけましょう。同居者は、いつもより入浴時間が長い時、音がしない時、大きな音がした時はためらわず、声をかけましょう。



●入浴前に脱衣所と浴室を暖かくする

例えば、脱衣所に小型ヒーターを設置する、浴室内の壁に温水シャワーをかける、浴槽のお湯が沸いたら蓋を外しておく等ができます。
※1番風呂は、脱衣所や浴室が特に冷えていると考えられるため、可能であれば1番風呂を避けることも一つの方法です。



●湯船につかる前に、シャワーやかけ湯で体を温める

急に湯船につかるのは危険なため、お湯をかけ体を温めてから入るようにしましょう。入浴後に浴槽から立ち上がる時には、ゆっくり立ち上がりましょう。

●湯船の温度はぬるめ（41度以下）にし、長湯（10分以上）は避ける

●アルコールを飲んだ後や、食後直後、体調が悪いときの入浴は控える

●特に気温が低い日には、深夜の入浴は避ける

日中や日没前後など、比較的気温の高い時間帯に入浴するようにしましょう。

統計によると、浴槽での溺死者数は年間5000人以上になります。多くは冬場に発生しており、死者の約9割が65歳以上の高齢者です。年々増えている事故なので、予防策をとり、事故を防ぎましょう！

今月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。

日にち	行 事	日にち	行 事
1 金		16 土	
2 土		17 日	
3 日		18 月	
4 月		19 火	
5 火		20 水	ハツラツ倶楽部わっはっは (茶内コミュニティセンター 13:30～15:00)
6 水	役場仕事始め	21 木	健康教室(姉別農村環境改善センター 13:30～14:30)
7 木		22 金	
8 金		23 土	幼児スケート教室(総合体育館ほか13:00～)
9 土	旧庁舎備品無償譲渡会(役場旧庁舎 9:00～)(10日まで)	24 日	
10 日	浜中町成人式記念式典(総合文化センター 13:30～)	25 月	
11 月		26 火	
12 火	健康教室(茶内コミュニティセンター 10:00～11:30) 小・中学校第3学期始業式	27 水	ハツラツ倶楽部わっはっは (老人福祉・母子健康センター 10:00～11:30)
13 水	ハツラツ倶楽部わっはっは (老人福祉・母子健康センター 10:00～11:30)	28 木	
14 木	整形外科診療(浜中診療所 14:30～)	29 金	
15 金	北大第二内科医師診療(浜中診療所 17日まで)	30 土	
		31 日	町民スケート大会(町民スケートリンク 8:30～)

あそびのひろば	時間	会場
●金	9:00～12:00	霧多布子育て支援センター
●金	14:30～16:30	霧多布子育て支援センター
●月●火●水●木●金	10:00～12:00	茶内子育て支援センター
●月●火●水●木●金	13:30～16:30	茶内子育て支援センター

町内施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	1・2・3・4・5・6・12・18・25
	総合体育館	1・2・3・4・5・6・12・18・25
	農業者トレーニングセンター	1・2・3・4・5・6・11・18・25
	すくらむ21	1・2・3・4・5・6・12・18・25
	温水プール	閉館中
MO-TTOかぜて	1・2・3・4・5・10・11・17・18・24・25・31	

ひとのうごき

11月末現在(前月比)

- 人口: 5,660人 (- 3)
- 男: 2,782人 (- 5)
- 女: 2,878人 (+ 2)
- 世帯数: 2,483世帯 (± 0)

おたんじょう

霧多布東・石井 乃碧ちゃん(富也さん)
 榊 町・藤田 瑛翔ちゃん(景太さん)
 姉別豊栄・高山 由乃ちゃん(雄太さん)

おくやみ

渡 散 布・田中 明雄さん(87歳)
 茶内桜ヶ丘・茂原 幸子さん(87歳)
 新 川・柴田 春江さん(52歳)
 琵琶瀬親睦・高橋さとみさん(56歳)
 奔 幌 戸・嶋守 馨さん(91歳)

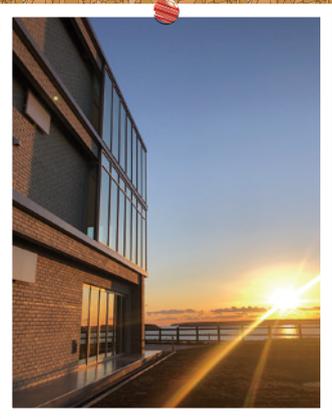
おたんじょう、おくやみは、浜中町役場に届け出され、承諾いただいた皆さんのみ掲載しています。

ご寄付ありがとうございます

- 釧路市 株式会社トーワ 様 パンフレットラック(役場新庁舎エントランスロビー用として)
- 茶 内 浜中町農業協同組合 様 80万円(教育用図書として50万円、保育所用備品として30万円)
- 霧多布 浜中ロータリークラブ創立50周年記念実行委員会 様 浜中町民憲章銘板(役場新庁舎用として)

広報紙に掲載している写真について、ご希望の方にはL版印刷した写真またはデータ(JPEG形式)を差し上げます。写真を希望される方は、右記までご連絡ください。

役場企画財政課広報係 ☎62-2148



今月の表紙 新庁舎のエントランスロビー

役場新庁舎が完成し、1月6日から新庁舎で業務が開始します。

正面玄関からエントランスロビーに入ると、レンガや町産木材の自然素材により温かい空間が広がります。2階、3階に上がると琵琶瀬湾から浜中湾の景色を見渡すことができます。(関連4ページ)



文芸サロン

俳句

どの犬も天使の寝顔冬の星

福澤 秋桜(茶 内)

飛んできた白いモフモフシマエナガ

黒船都々路(湯 沸)

親戚や集まり交わす宴酒

翁 栗鼠(暮帰別)

丸もらいくやしがってる子どもたち

藤井 彰徳(茶 内)

対策の状況が日々変わって

海際 集住(霧多布)

短歌

平凡に死にゆく我が頭脳線運命線まで平凡にあり

相原 睦子(茶 内)

来年は良き年願いたくさんの花を飾りししめ縄作る

福澤 秋桜(茶 内)

朝起きて窓から外を覗き込み毎日の日課しはれ確認

翁 栗鼠(暮帰別)

この一年ずっとコロナと対峙して3密マスク感染防止

黒船都々路(湯 沸)

